

地域福祉計画等の次期策定に関する基本的な考え方

1 「地域福祉計画」に関するこれまでの経過

「地域福祉計画」は、福祉保健分野の横断的・包括的な計画として平成27年に策定されました。9年の計画期間において、社会福祉の基本理念である「地域福祉の推進」と併せ、包括的な支援体制の整備を図り、地域共生社会の実現に向けた取組を進めてきました。

	国の動き	市の動き
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・「地域福祉の推進」を規定 ・「地域福祉計画に盛り込むべき事項」として、「地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」及び「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を規定 (参考)「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」(平成14年4月1日付け社援発第0401004号厚生労働省社会・援護局長通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域保健福祉計画を策定 (高齢者保健福祉計画, 障害者計画, 児童育成計画及び母子保健計画を包含)
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ・「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」の追加 (参考)「市町村地域福祉計画の策定について」(平成19年8月10日付け社援発0810001号厚生労働省社会・援護局長通知) 	
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」の追加 (参考)「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」(平成26年3月27日付け社援発0327第13号厚生労働省社会・援護局長通知) 	
平成27年		<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉計画を策定 (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画, 障害者計画・障害福祉計画, 子育て・子育ていきいき計画, 健康増進計画との同時策定)
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ●「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 ●改正「自殺対策基本法」施行 ●「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 	
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画は、いわば福祉分野の「上位計画」と位置付け ・「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」の追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ㊦「地域における高齢者の福祉, 障害者の福祉, 児童の福祉その他の福祉に関し, 共通して取り組むべき事項」(例;「自殺対策及び再犯の防止等に係る一体的な実施」, 「成年後見制度の利用促進に係る一体的な計画策定」) ➢ 「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」, 「地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項」, 「地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項」 ➢ ㊦「包括的な支援体制の整備に関する事項」(事業実施の場合) (参考)「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(平成29年12月12日付け発1212第1号, 社援発1212第2号, 老発1212第1号厚生労働省子ども家庭局長, 社会・援護局長, 老健局長連名通知) 	

平成30年		●地域福祉計画実施計画（中期）を策定
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業の創設 ・「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」の改正 <ul style="list-style-type: none"> ➢「包括的な支援体制の整備に関する事項」が必須記載化 ・地域福祉計画の策定に当たっての留意点 <ul style="list-style-type: none"> ➢重層的支援体制整備事業実施計画，高齢・障害・子ども・健康の各分野計画，その他の関連する計画との調和を図り，かつ，福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携による策定 <small>（参考）「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について（令和3年3月31日付け子発0331第10号，社援発0331第16号，障発0331第10号，老発0331第5号厚生労働省子ども家庭局長，社会・援護局長，社会・援護局障害保健福祉部長，老健局長連名通知）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・「成年後見制度利用促進への取組」を具体的施策に追加 ・再犯防止及び自殺対策事業の紹介
令和3年		●地域福祉計画実施計画（後期）・成年後見制度利用促進基本計画・自殺対策計画・再犯防止推進計画を策定

2 「地域福祉計画・成年後見制度利用促進基本計画・自殺対策計画・再犯防止推進計画」の次期策定について

(1) 改正社会福祉法への対応

令和2年の改正社会福祉法に基づく令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長，社会・援護局長，社会・援護局障害保健福祉部長，老健局長連名通知「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」を踏まえ，地域福祉計画において，重層的支援体制整備事業実施計画を位置付けます。

(2) 地域福祉計画等と関連計画との概念の整理

地域福祉計画は，いわば福祉分野の「上位計画」であり，共通する取組を横断的に位置付け，計画期間6年として策定します。また，令和3年に策定した成年後見制度利用促進基本計画，自殺対策計画及び再犯防止推進計画について，地域福祉計画の理念を包含する一体的な策定を行い，併せて保健福祉の各個別計画との連携に係る概念を整理します。なお，法改正への対応や他の計画との調整など，必要に応じて見直しを図ることとします。

3 策定体制

国分寺市地域福祉計画等策定検討委員会設置要綱

4 評価体制

国分寺市地域福祉計画等評価委員会設置要綱を令和6年度中に制定予定

5 実施計画

本体計画との一体的な策定など，策定方針の整理

6 推進体制

地域福祉推進委員会，地域福祉推進協議会

地域福祉計画

重層的支援体制整備事業実施計画

関連する計画等

再犯防止推進計画

自殺対策計画

成年後見制度利用促進基本計画

健康増進計画

子ども若者・子育ていきいき計画

障害者計画・障害福祉計画・
障害児福祉計画

高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

地域福祉活動計画

(社会福祉法人 国分寺市社会福祉協会)

連携

連携

【新概念図】

- ▶ 地域福祉計画は、重層的支援体制整備事業実施計画、高齢・障害・子ども・健康の各分野計画及びその他の関連する計画との調和を図り、福祉・保健分野との連携により計画を策定しています。また、地域における高齢者・障害者・子どもの福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載しています。
- ▶ 施策の進行管理は、各分野の個別計画における位置付けに基づき、各個別計画において行います。

国分寺市総合ビジョン

地域福祉計画

地域福祉に関わる各個別計画の施策や個別計画の枠に入らない
領域の施策を含めた横断的・包括的な計画



- ・地域における福祉サービスの適切な利用の促進
- ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

その他の計画等

連携

地域福祉活動計画
社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会
(令和3年度中策定予定)

【現概念図】